

<意見>

提出者名	指定都市
題目	地方財源総額の確保
【意見の内容】	
i) 種別	<p>①新しい税制措置に係るもの</p> <p>②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの</p> <p>※どちらかに○印を付してください。</p>
ii) 税目	<p>①国税(税目:)</p> <p>②地方税(税目: 地方税全般)</p>
iii) 関係法律条項	地方税法等
iv) 意見の詳細	<p>税財政制度の見直しにあたっては、今後大きくなる地方公共団体の役割を踏まえ、必要な地方財源の総額を確保すること。</p> <p>なお、地方税財政に影響のある制度改正・施策等を行うにあたっては、国の責任において確実な補てん措置を実施すること。</p>
v) 措置を必要とする期間	
vi) 理由(必要性・妥当性)	<p>平成 16 年度から 18 年度にかけ、いわゆる三位一体の改革として、地方税財政制度の改革が行われ、国から地方への税源移譲が実現したことは一定の評価ができるものの、国庫補助負担金が約 4.7 兆円、地方交付税が約 5.1 兆円削減された一方、税源移譲は約 3 兆円にとどまったことから、地方財源の総額は大幅に縮減し、地方の実情に即した行財政運営を行うことが困難になっている。</p> <p>現在、地方分権改革推進法の下、税財政制度の見直しを含めた地方分権改革に向けた議論が行われているが、真の地方分権改革を実現するためには、国・地方間の「税の配分」の是正など、地方の税財源の拡充が必要不可欠である。</p>
vii) 効果(期待される効果・税収の減収見込額)	<p>地方財源の総額を確保することにより、基礎的行政サービスの提供を安定的に行うことができる。</p>
viii) その他参考となる事項	

<意見>

提出者名	指定都市
題目	真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正
【意見の内容】	
i)種別	<input checked="" type="radio"/> ①新しい税制措置に係るもの <input type="radio"/> ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	<input type="radio"/> ①国税(税目: 消費税、所得税、法人税) <input type="radio"/> ②地方税(税目: 地方消費税、個人住民税、法人住民税)
iii)関係法律条項	消費税法、所得税法、法人税法、地方税法 等
iv)意見の詳細	<p>消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を当面5:5とすること。</p> <p>さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。</p> <p>なお、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税収間の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。</p>
v)措置を必要とする期間	
vi)理由(必要性・妥当性)	<p>所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したが、国・地方間の「税の配分」は6:4であり、一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は2:8となっており、依然として大きな乖離がある。</p> <p>地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるような真の地方分権を実現するためには、第二期地方分権改革の中で、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていく必要がある。</p> <p>なお、地方法人特別税のように、地方税の一部国税化によって、地方税収間の水平調整による格差是正を行うことは、地方分権の趣旨に反するものであり、地方公共団体間の財政力格差の是正は地方税財源拡充の中で、地方交付税等も含め一体的に行うべきである。</p>
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	<p>地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるような真の地方分権の実現。</p> <p>国から地方へ6兆円程度の税源移譲を行うことにより、国と地方の税の配分5:5が実現される。</p> <p>※国税:平成21年度当初予算、地方税:平成21年度地方財政計画</p>

viii) その他参考となる事項	国・地方における税の配分状況(平成 21 年度) 国税:47 兆 8,155 億円(56.9%) 地方税:36 兆 1,860 億円(43.1%) ※国税:平成 21 年度当初予算、地方税:平成 21 年度地方財政計画
------------------	---

<意見>

提出者名	指定都市
題目	大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化
【意見の内容】	
i)種別	<input checked="" type="radio"/> ①新しい税制措置に係るもの <input type="radio"/> ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	<input type="radio"/> ①国税(税目: 消費税、法人税 等) <input type="radio"/> ②地方税(税目: 地方消費税、法人住民税 等)
iii)関係法律条項	消費税法、法人税法、地方税法等
iv)意見の詳細	大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。 特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。
v)措置を必要とする期間	
vi)理由(必要性・妥当性)	指定都市では、圏域の中核都市としての財政需要や、人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題から生じる財政需要といった大都市特有の財政需要を抱えているにもかかわらず、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっている。 したがって、指定都市において、消費流通活動が活発に行われていること及び法人が産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受していることを踏まえ、都市税源、特に地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化する必要がある。
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	圏域の中核都市としての財政需要や、人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題から生じる財政需要といった大都市特有の財政需要に応じた都市税源配分の実現。
viii)その他参考となる事項	・消費・流通課税の配分割合・・・国税73.3%、道府県税22.8%、 市町村税3.9% ※国税:平成21年度当初予算、道府県税、市町村税:平成21年度地方財政計画 ・法人所得課税の配分割合(実効税率)・・・国税80.9%、道府県税10.4%、 市町村税8.7% ※実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した後の税率である。

<意見>

提出者名	指定都市
題目	事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
【意見の内容】	
i)種別	<input checked="" type="radio"/> ①新しい税制措置に係るもの <input type="radio"/> ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	<input type="radio"/> ①国税(税目:) <input type="radio"/> ②地方税(税目: 個人住民税、法人住民税、地方消費税)
iii)関係法律条項	地方税法
iv)意見の詳細	<p>道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。</p> <p>また、第二期地方分権改革において、新たに道府県から指定都市に移譲される事務についても、必要な財源について、指定都市への税制上の措置を行うこと。</p>
v)措置を必要とする期間	
vi)理由(必要性・妥当性)	<p>指定都市には、事務配分の特例により道府県の事務権限が移譲されているが、地方の権能の多様化が進む一方で、地方税制は事務権限に関わりなく画一的であるため、移譲された事務に必要な財源について、税制上の措置が不十分である。</p> <p>指定都市の市民は、道府県から移譲された事務について、指定都市から行政サービスを受けているにもかかわらず、その負担は道府県税として納税しており、受益と負担の関係にねじれが発生している。</p> <p>したがって、指定都市が道府県に代わって提供する行政サービスに係る経費のうち、税制上の措置不足額については、個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による税源配分の見直しによって財源措置すべきである。</p>
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	<p>・事務配分の特例により指定都市に移譲されている事務に係る所要額について、税制上の措置がなされることにより、指定都市の市民にとって、受益と負担の整合性が図られる。</p>
viii)その他参考となる事項	<p>・道府県に代わって指定都市が負担している経費・・・3, 692億円(特例経費一般財源等所要額)</p> <p>・税制上の措置済額・・・1, 444億円</p> <p>・税制上の措置不足額・・・2, 248億円</p> <p>※平成21年度予算に基づく概算</p>

<意見>

提出者名	指定都市
題目	消費・流通課税の充実
【意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税(税目: 消費税 等) ②地方税(税目: 地方消費税 等)
iii)関係法律条項	消費税法、地方税法等
iv)意見の詳細	消費・流通課税の市町村への配分割合の大幅な拡充を図ること。 特に、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、地方消費税のより一層の充実を図ること。
v)措置を必要とする期間	
vi)理由(必要性・妥当性)	消費・流通課税は、都市における消費・物流の実態を反映する都市的税目であるが、消費・流通課税の市町村への配分割合は3.9%と極めて低いため、大幅な拡充を図る必要がある。 特に、税源の偏在性が少なく税収が安定している地方消費税は、少子高齢化等の進展に伴い、今後も増加が見込まれる行政需要に地方が責任を持って対応していくうえで極めて重要な財源であるため、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、より一層の充実を図る必要がある。
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	少子高齢化等の進展に伴い、今後も増加が見込まれる行政需要に地方が責任を持って対応していくための財源が確保される。
viii)その他参考となる事項	・消費・流通課税の配分割合・・・国税73.3%、道府県税22.8%、 市町村税3.9% ※地方消費税交付金など、譲与税・交付金の配分後においても、市町村の配分割合は12.6%に過ぎない ※国税:平成21年度当初予算、道府県税、市町村税:平成21年度地方財政計画

<意見>

提出者名	指定都市																								
題目	所得課税の充実(個人住民税)																								
【意見の内容】																									
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。																								
ii)税目	①国税(税目: 所得税) ②地方税(税目: 個人住民税)																								
iii)関係法律条項	所得税法、地方税法等																								
iv)意見の詳細	国・地方間の税源配分の是正を図る中で、税収が安定した市町村の基幹税目である個人住民税のより一層の充実を図ること。																								
v)措置を必要とする期間																									
vi)理由(必要性・妥当性)	個人住民税は、地域社会の費用を広く分担する税であり、基礎的行政サービスの提供を安定的に支えていくうえで極めて重要な税源である。 所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したものの、個人住民税は、税源の偏在性が少なく、税収が安定した市町村の基幹税目であることを考慮し、引き続き、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、より一層の充実を図る必要がある。																								
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	基礎的行政サービスの提供を安定的に支えるための財源が確保される。																								
viii)その他参考となる事項	<p>・個人所得課税の配分割合 (単位:%)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税</td> <td>66.2</td> <td>54.5</td> <td>57.5</td> <td>57.2</td> <td>56.1</td> </tr> <tr> <td>道府県税</td> <td>10.3</td> <td>18.8</td> <td>17.0</td> <td>17.5</td> <td>18.0</td> </tr> <tr> <td>市町村税</td> <td>23.5</td> <td>26.7</td> <td>25.5</td> <td>25.3</td> <td>25.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>市町村の配分割合は、税源移譲後も大きくなっていない。</p> <p>注 1 平成17年度から平成19年度までは決算額、平成20年度及び平成21年度は国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。 2 平成18年度については、「所得譲与税」を含んでいる。</p> <p>・指定都市における市税収入に占める個人市民税の割合…33.0% ※平成19年度決算による数値</p>	年度	17	18	19	20	21	国税	66.2	54.5	57.5	57.2	56.1	道府県税	10.3	18.8	17.0	17.5	18.0	市町村税	23.5	26.7	25.5	25.3	25.9
年度	17	18	19	20	21																				
国税	66.2	54.5	57.5	57.2	56.1																				
道府県税	10.3	18.8	17.0	17.5	18.0																				
市町村税	23.5	26.7	25.5	25.3	25.9																				

<意見>

提出者名	指定都市
題目	所得課税の充実(法人住民税)
【意見の内容】	
i)種別	<p>①新しい税制措置に係るもの</p> <p>②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの</p> <p>※どちらかに○印を付してください。</p>
ii)税目	<p>①国税(税目: 法人税)</p> <p>②地方税(税目: 法人住民税)</p>
iii)関係法律条項	法人税法、地方税法等
iv)意見の詳細	<p>都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分の是正を図る中で配分割合の拡充を図ること。</p> <p>また、法人住民税は、地域の構成員としての負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしていることから、受益と負担の関係に反する、単なる地方間の税収の再配分となるような制度の見直しは行わないこと。</p>
v)措置を必要とする期間	
vi)理由(必要性・妥当性)	<p>法人は、産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受している。しかしながら、都市的税目である法人住民税については、法人所得課税の市町村への配分割合が、8.7%と極めて低く、大都市特有の財政需要に対応した税収が確保できない仕組みになっていることから、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、その配分割合の拡充を図る必要がある。</p>
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	<p>大都市特有の財政需要に対応した税収が確保される。</p>
viii)その他参考となる事項	<p>・法人所得課税の配分割合(実効税率)・・・国税80.9%、道府県税10.4%、市町村税8.7%</p> <p>※実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した後の税率である。</p> <p>・法人所得課税(平成21年度)・・・国税114,170億円、道府県税36,497億円、市町村15,340億円</p> <p>注 1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。</p> <p>2 国は法人税(105,440億円)と地方法人特別税(8,730億円)の合計、道府県は法人事業税(30,696億円)と道府県民税法人税割(5,801億円)の合計による数値である。</p>

<意見>

提出者名	指定都市
題目	固定資産税の安定的確保
【意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税(税目:) ②地方税(税目: 固定資産税)
iii)関係法律条項	地方税法
iv)意見の詳細	固定資産税は、税源の偏りが小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支えるうえで重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。
v)措置を必要とする期間	
vi)理由(必要性・妥当性)	固定資産税は、指定都市において市税収入の約4割を占めており、税源の偏りが小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支えるうえで重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保が必要である。
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	基礎的行政サービスの提供を安定的に支えるための財源が確保される。
viii)その他参考となる事項	・指定都市における市税収入に占める固定資産税の割合・・・ <u>37.9%</u> ※平成19年度決算による数値

<意見>

提出者名	指定都市
題目	定額課税の見直し
【意見の内容】	
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。
ii)税目	①国税(税目: 特別とん税) ②地方税(税目: 個人住民税、法人住民税、軽自動車税、事業所税)
iii)関係法律条項	地方税法第310、312、444、701の42、特別とん税法第3条
iv)意見の詳細	相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、税負担の均衡や物価水準等を考慮し、適切な見直しを行うこと。
v)措置を必要とする期間	
vi)理由(必要性・妥当性)	相当期間据え置かれている定額課税について、税負担の均衡や物価水準等を考慮する必要がある。
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	基礎的行政サービスの提供を安定的に支えるための財源が確保される。
viii)その他参考となる事項	・特別とん税 昭和39年度～(46年据置) ・軽自動車税 昭和59年度～(26年据置) ・法人市民税(均等割) 昭和59年度～(26年据置) ・個人市民税(均等割) 平成8年度～(14年据置) ・事業所税(資産割) 昭和61年度～(24年据置)

<意見>

提出者名	指定都市																																				
題目	租税特別措置等の整理合理化																																				
【意見の内容】																																					
i)種別	①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの ※どちらかに○印を付してください。																																				
ii)税目	①国税(税目: 所得税、法人税 等) ②地方税(税目: 個人住民税、法人住民税、固定資産税 等)																																				
iii)関係法律条項	租税特別措置法、所得税法、法人税法、地方税法等																																				
iv)意見の詳細	国税の租税特別措置及び地方税の非課税等特別措置の一層の整理合理化を進めること。 特に、固定資産税・都市計画税の非課税及び課税標準の特例については、抜本的な見直しを行うこと。																																				
v)措置を必要とする期間																																					
vi)理由(必要性・妥当性)	国税における租税特別措置及び地方税における非課税等特別措置については、これまでも見直しが行われてきたが、なお不十分な状況にある。 主として国の施策により地方税に影響を及ぼすもの及び課税の均衡上適当でないもの等については、地方の自主性・自立性を阻害し、市町村にとって減収の一因となることから、一層の整理合理化を進める必要がある。																																				
vii)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	租税特別措置等の整理合理化を一層進めることにより、地方税の増収が期待される。																																				
viii)その他参考となる事項	<p>・租税特別措置等による地方税の減収見込額(平成 20 年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>国税の租税特別措置による地方税の減収見込額</th> <th>地方税の非課税等特別措置による減収見込額</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">道府県税</td> <td>道府県民税</td> <td>1,462</td> <td>880</td> <td>2,342</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>1,277</td> <td>1,024</td> <td>2,301</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,739</td> <td>1,904</td> <td>4,643</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町村税</td> <td>市町村民税</td> <td>2,482</td> <td>1,319</td> <td>3,801</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td>-</td> <td>2,706</td> <td>2,706</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,482</td> <td>4,025</td> <td>6,507</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>5,221</td> <td>5,929</td> <td>11,150</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		国税の租税特別措置による地方税の減収見込額	地方税の非課税等特別措置による減収見込額	合 計	道府県税	道府県民税	1,462	880	2,342	事業税	1,277	1,024	2,301	計	2,739	1,904	4,643	市町村税	市町村民税	2,482	1,319	3,801	固定資産税	-	2,706	2,706	計	2,482	4,025	6,507	合 計		5,221	5,929	11,150
区 分		国税の租税特別措置による地方税の減収見込額	地方税の非課税等特別措置による減収見込額	合 計																																	
道府県税	道府県民税	1,462	880	2,342																																	
	事業税	1,277	1,024	2,301																																	
	計	2,739	1,904	4,643																																	
市町村税	市町村民税	2,482	1,319	3,801																																	
	固定資産税	-	2,706	2,706																																	
	計	2,482	4,025	6,507																																	
合 計		5,221	5,929	11,150																																	